

居宅介護支援費の算定に関する特定事業所集中減算の取扱い

宇和島市における居宅介護支援費の算定に関する特定事業所集中減算の取扱いについては下記のとおりとする。

1 関係法令等

- ・「指定居宅介護支援費に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第20号）
- ・「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生省告示第95号）
- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）
- ・「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（平成28年5月30日事務連絡）

2 判定期間等

	判定期間	減算適用期間	届出書提出期限
前期	3月1日から8月末日	10月1日から3月末日	9月15日まで
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月末日	3月15日まで

※届出書提出期限：15日が休日・祝日にあたる場合はその翌日。

3 対象事業所

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・福祉用具貸与

4 特定事業所集中減算に係る報告等

(1) 報告様式

「特定事業所集中減算チェックシート」（様式1）

(2) 報告対象事業所

居宅サービス計画に位置付けたいずれかのサービスについて紹介率最高法人の割合が80%を超えた居宅介護支援事業所（休止中を除く）

(3) 提出先

宇和島市高齢者福祉課

5 正当な理由の範囲基準

超過しているサービスに係る理由が次の要件に該当する場合は、当該サービスの超過について正当な理由があるものとする。

(1) サービス事業所が少数である場合

- ① 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に対象事業所サービスの事業所数が、各サービスにつき5事業所未満である場合。
- ② 特別地域居宅介護支援加算（離島等サービス提供が困難な地域）を受けている事業者である場合。
- ③ その他、地域の実情に特段の理由があり、利用できるサービス事業所が限られると個別に認められる場合。

(2) 事業所の規模が小規模である場合

判定期間の1月あたりの平均の居宅サービス計画の総件数が20件以下である場合。

(3) サービスの利用が少数である場合

対象サービスを位置付けた1月あたりの平均の居宅サービス計画件数がサービス種類ごとにみた場合に10件以下である場合。

(4) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

6 特定事業所集中減算の判定

(1) すべての指定居宅介護支援事業所は、「特定事業所集中減算チェックシート」（様式1）により、判定期間ごとに紹介率最高法人の割合を管理するものとし、当該書類は5年間保存するものとする。ただし、同じ内容が記載されている場合は、同様式にかかわらず、任意の様式を使用することができる。

(2) すべての指定居宅介護支援事業所は、「特定事業所集中減算チェックシート」（様式1）の作成にあたり、「紹介率最高法人割合算出用計算シート」（様

式2)を使用する等により、その算定方法に間違いがないよう努めるものとする。なお、算定の根拠となった資料については、5年間保存するものとする。

(3)「特定事業所集中減算チェックシート」(様式1)による報告対象事業所となった事業所(超過事業所)は、前期判定期間については9月15日までに、後期判定期間については3月15日までに「特定事業所集中減算チェックシート」(様式1)を宇和島市高齢者福祉課介護保険係に提出し、正当な理由があるとする事業所については、その理由を当該様式に記載するものとする。なお、別紙として理由書を添付することもできる。

また、5の(4)に該当する場合は、事業所の決定にあたり、利用者に対し介護サービス事業所を公正に紹介した上で利用者の希望を勘案したところ、結果的に特定事業所に集中したことが確認できるものを提出するものとする。

(4)超過事業所が提出する「特定事業所集中減算チェックシート」(様式1)のうち、正当な理由として記した内容を証する書類等については、宇和島市高齢者福祉課介護保険係の求めに応じ提示できるよう常に整備しておくとともに、同様式の提出にあたりその一部の写しを添付するものとする。

注意事項

特定事業所集中減算の適用を免れるため、利用者の意向に関係なく、契約居宅介護支援事業所を交互に変更するなど、運営基準に反しないこと。(不当な事実と確認された場合は、行政処分等の対象となることがある。)